

西尾市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用することに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

- ア 市の広報印刷物
- イ 市のWEBページ
- ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいい、民間企業等から広告が掲載された物品を無償で提供してもらうこと（以下「無償提供」という。）を含むものとする。

(3) 部等の長

- ア 西尾市部設置条例（昭和47年西尾市条例第6号）第1条に規定する部の長
- イ 市民病院事務部長
- ウ 会計管理者
- エ 議会事務局長
- オ 監査委員事務局長
- カ 教育委員会教育部長
- キ 消防長

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題について主義主張にあたるもの（意見広告を含む。）
- (6) 個人の氏名を広告するもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載位置、規格、掲載期間、広告掲載料及び募集方法等は、広告媒体ごとに

当該広告媒体を所管する部等の長が別に定める。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 広告媒体を所管する課等が直接行う方法
- (2) 第15条に規定する広告代理店が行う方法

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告媒体ごとの募集要項により定められた広告掲載申込書を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、別に定める決定通知書により申込者に通知するものとする。

2 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。この場合において、募集した広告の枠数を超えて申込みがあった場合は、別に定める選定基準により掲載者を決定するものとする。

- (1) 市内に事業所等を有するものの広告
- (2) 前号に該当しないものの広告

(審査機関)

第8条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、西尾市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は、委員長及び別表に掲げる委員で組織する。

3 委員長は、企画政策課長をもって充てる。

4 委員長は、第2項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を臨時委員として加えることができるものとする。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会においては、委員長が議長となる。

3 審査会は、委員長並びに委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審査会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもののが過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に關係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員長は、広告掲載の可否について審査会の会議に付すべき必要がないと認めるときは、審査会の会議を省略させることができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(広告掲載料の納入)

第11条 掲載可の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により広告掲載料を一括納入するものとする。ただし、無償

提供により広告掲載料を徴収しない場合は、この限りではない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告内容が広告案と著しく相違するとき。
- (2) 原稿及び広告物が指定期日までに提出されなかつたとき。
- (3) 広告掲載料が指定期日までに納入されなかつたとき。
- (4) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第14条 広告掲載料は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(広告代理店の指定)

第15条 市に代わって広告掲載を希望する広告主の募集及び掲載申込の取りまとめなど広告掲載に係る事務を取り扱わせる広告代理店を指定することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

委 員
企画部秘書課長
総務部財政課長
地域振興部市民課長
産業部商工観光課長
建設部都市計画課長
教育委員会生涯学習課長